

徳島県障がい福祉計画＜第 4 期＞（素案）について

1 計画の趣旨

本計画は、「障害者総合支援法」に基づき、障がい福祉サービス等について、市町村の状況も踏まえた今後必要な量を見込み、その見込みに基づいて提供体制の確保の方策等を定める。

2 計画の性格

- (1) 本計画は、障害者基本法に基づき障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画である「徳島県障がい者施策基本計画」の中の「生活支援」に関する実施計画として位置づけられている。
- (2) 県の障がい福祉計画は、住民に最も身近な自治体として重要な責任を負っている市町村の障がい福祉計画の達成に資するため、市町村の方針を尊重しつつ、広域的な見地から全体方針を定める。

3 計画期間

平成 27 年度～平成 29 年度の 3 年間

4 計画の目標

- (1) 地域生活への移行
- (2) 一般就労への移行
- (3) 均等なサービス提供体制の充実

5 重点戦略

- (1) 地域生活支援拠点の整備
- (2) 障がい児支援の充実
- (3) 相談支援体制の充実

6 計画の構成

第1章 基本的事項

計画の目的、基本理念等について定める。

第2章 目標値の設定

地域生活への移行及び一般就労への移行について目標値を定める。

第3章 障がい福祉サービス等

各種障がい福祉サービス等の必要な量の見込み、見込量確保のための方策について定める。

第4章 障がい児支援

障がい児に関するサービスの必要な量の見込み、見込量確保のための方策、関係機関との連携等について定める。

第5章 相談支援体制

障がい福祉サービスの適切な利用を支える相談支援体制について定める。

第6章 地域生活支援事業

県が行う地域生活支援事業の必要な量の見込み、見込量確保のための方策について定める。

※ 現在各市町村においても障がい福祉計画を策定中であり、障がい福祉サービス見込量の中で、市町村の見込量を取りまとめるものに関しては、今後市町村の数値に基づき確定する。

7 今後の予定

H26年12月

～H27年1月 パブリックコメント実施

H27年 2月 第3回障がい者施策推進協議会で計画案を審議

H27年 2月 2月県議会委員会に計画案報告

H27年 3月 計画策定

徳島県障がい福祉計画〈第4期〉（素案）の概要

計画の趣旨

本計画は、「障害者総合支援法」に基づき、障がい福祉サービス等について、市町村の状況も踏まえた今後必要な量を見込み、その見込みに基づいて提供体制の確保の方策等を定めるもの。

計画の性格

(1)本計画は、「障害者基本法」に基づき、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画である「徳島県障がい者施策基本計画」の中の「生活支援」に関する実施計画としての位置づけ。

(2)県の障がい福祉計画は、住民に最も身近な自治体として重要な責任を負っている市町村の障がい福祉計画の達成に資するため市町村の方針を尊重しつつ、広域的な見地から全体方針を決定。

計画期間

現行の第3期計画の計画期間が平成26年度末であることから、平成27年度を初年度とする**第4期計画（平成27～29年度）**を策定。

重点戦略

- 地域生活支援拠点の整備**
地域における障がい者の生活支援のために求められる機能（相談、体験の機会、緊急時の受け入れ、専門性、地域の体制づくり）を集約した拠点を整備。
- 障がい児支援の充実**
- 相談支援体制の充実**

計画の目標

- 地域生活への移行**
- 一般就労への移行**
- 均等なサービス提供体制の充実**

計画の構成

第1章 基本的事項

計画の目的、基本理念等について定める。

第2章 目標値の設定

地域生活への移行及び一般就労への移行について目標値を定める。

第3章 障がい福祉サービス等

各種障がい福祉サービス等の必要な量の見込み、見込量確保のための方策について定める。

第4章 障がい児支援

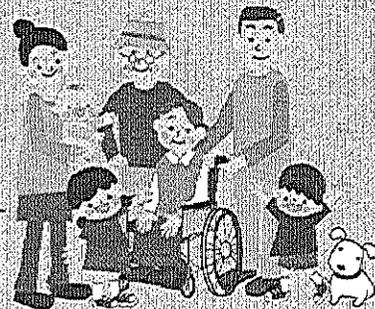
障がい児に関するサービスの必要な量の見込み、見込量確保のための方策、関係機関との連携等について定める。

第5章 相談支援体制

障がい福祉サービスの適切な利用を支える相談支援体制について定める。

第6章 地域生活支援事業

県が行う地域生活支援事業の必要な量の見込み、見込量確保のための方策について定める。



徳島県障がい福祉計画(第4期)の主な内容

第1章 基本的事項

- 障害者基本法の改正 (H23年)
- 障害者虐待防止法の施行 (平成24年)
- 障害者総合支援法の施行 (H25年、一部H26年)
- 障害者差別解消法の成立 (平成25年)
- 障害者権利条約の批准 (H26年)



障がい者の権利擁護への流れが着実に進展する中、本県の障がい福祉サービス提供体制をさらに進めるため「障がい福祉計画(第4期)」を策定

第2章 目標値の設定

- 地域生活への移行
 - ・地域生活支援拠点の整備
- 一般就労への移行
 - ・工賃アップの推進
 - 「障がい者が繋ぐ地域の暮らし“ほっとかない”事業」の拡充
 - ・福祉施設への受注機会の拡大
 - 「とくしま・障がい者「働きたい！」応援事業」の拡大
 - ・障がい者の就労意欲の向上
 - 「障がい者マイスター制度」の創設

第3章 障がい福祉サービス等

- 県下24市町村の実状を踏まえた各種障がい福祉サービス等の見込量を設定
 - ・訪問系サービス
 - ・日中活動系サービス
 - ・居住系サービス 等



第4章 障がい児支援

- 地域での支援体制の充実
 - ・障がい児通所支援事業所における保護者の就労時間に配慮した児童の受入体制の充実
- 子育て支援に係る施策との連携
- 教育との連携
- 特別な支援が必要な障がい児に対する支援

第5章 相談支援体制

- 人材の育成等による相談支援体制の確保
 - ・障がい福祉サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成、専門的な助言指導
- 地域相談支援の提供体制の確保
- 自立支援協議会の充実・活性化

第6章 地域生活支援事業

- 相談支援
 - ・発達障がい者総合支援センター及び西部サテライトを拠点として、県下全域で発達障がいに係るきめ細やかな支援を実施
- 人材育成
 - ・手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等、障がい者の自立を支援する人材の育成
- 情報提供支援
 - ・字幕入りビデオテープの制作・貸出、点字及び録音による広報等の実施
- 社会参加促進
 - ・補助犬の貸与、障がい者スポーツ大会の開催

